

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 9 月 28 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25370860

研究課題名(和文) コメンスキー学校の近現代史—少数民族教育の生きる道

研究課題名(英文) Contemporary History of Central Europe from the View Point of Komensky School

研究代表者

大津留 厚 (Otsuru, Atsushi)

神戸大学・人文学研究科・教授

研究者番号：10176943

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：19世紀後半、ウィーンのチェコ系住民は、チェコ語で授業をするコメンスキー学校を設立した。オーストリアの憲法は「民族は平等である」と規定していたが、ドイツ的性格の強いウィーンでコメンスキー学校は公的権限が与えられなかった。第一次世界大戦の勃発はコメンスキー学校にも大きな負担を強いることになった。男性の教員の多くが動員されて戦場に向かった。敵国ロシアと同じスラヴ系言語であるチェコ語で教育をする学校の生徒が疑いの目で見られることもあった。戦争の長期化とともに生徒の家庭の経済的な困窮が深まった。大戦の終結は枠組みとしてのハプスブルク帝国の崩壊を伴い、コメンスキー学校は新たな期待と不安に直面した。

研究成果の概要(英文)：In the second half of the 19. century Czech Viennese established Komensky School, educational institute with Czech instruction language. The Austrian constitution secured the peoples the equal rights to use their own languages. However in Vienna overwhelming majority was German. They had to struggle against obstructions conducted by German school board. The outbreak of WWI was additional burden to the school. Male school teachers were obligated to go to the war. Czech people in Vienna were distrusted because of their affinities with Russians. After WWI the complete collapse of the Habsburg Empire marked the new start of Komensky school.

研究分野：ヨーロッパ史

キーワード：ハプスブルク 第一次世界大戦 コメンスキー学校 捕虜 民族政策

1. 研究開始当初の背景

中央ヨーロッパの近現代史を見るとときに避けて通れないのが1918年 19年の大きな転換の時期をどうとらえるのか、ということである。つまりこの地域を永く統治していたハプスブルク帝国が崩壊し、東欧諸国家が成立したことをどう評価するか、という問題である。本研究の継続期間に第一次世界大戦勃発100周年があり、それを記念する形で数多くの研究が刊行された。本研究は第一次世界大戦研究の進展を背景に、この戦争下でウィーンの少数派学校が直面した課題を分析し、第一次世界大戦をはさんだ「戦前」と「戦後」の世界を架橋する。

2. 研究の目的

ハプスブルク国家は1867年のアウスグライヒ(協調)でオーストリアとハンガリーの自立した二つの部分からなる一種の連邦制の形を取った。そのうちオーストリアでは人権に関する基本法で民族の平等を謳っていた。しかしそれはあくまでも歴史的に培われてきた領邦の自治の延長線上にあり、領邦を超えて人が移動する事態に対応することは困難だった。ウィーンに働きに出たチェコ系の人たちは、子供たちが母語であるチェコ語とウィーンで生きていくために必要なドイツ語の習得が出来るように、チェコ語で授業をする学校、コメンスキー学校を設立した。

しかしドイツ的性格の強いウィーンで、チェコ語で授業をするコメンスキー学校は多くの困難に直面した。そもそも設立の認可の時点から、ウィーンが属する下オーストリア教育委員会との協議で対立点を解消していかなければならなかった。特にコメンスキー学校が卒業生に卒業証明を出せるかどうか(公的権限の有無)は、コメンスキー学校の存立と下オーストリア教育委員会の面子とのぶつかり合う場として長く尾を引くことになった。その狭間に置かれた生徒たちが遠く離れたモラヴィアのチェコ系公立学校まで卒業試験を受けに行かなければならない事態は、第一次世界大戦直前に解消されていたが、それはあくまで教育委員会側の「黙認」というあいまいな決着でしかなかった。

第一次世界大戦の勃発はウィーンの少数派学校としてのコメンスキー学校に大きな負担となるものだった。この研究の目的は、第一次世界大戦勃発後100年が経過した時点に立って、もう一度ウィーンの少数派学校の視点からこの戦争を捉えなおすことにある。

3. 研究の方法

本研究の研究代表者は1990年代から継続してコメンスキー学校の文書の調査研究に取り組んできた。当初学校の倉庫に整理されないまま保存されていた学校文書は、2000年代になってプラハのチェコ国立文書館が整理し、その管轄下に置かれている。ただし学校文書自体は学校文書室に保管されている。代表者は研究期間を通じて定期的に学校文

書室を訪ね、調査研究を行った。研究方法は基本的にそこで調査した文書を解析するものであった。

4. 研究成果

(1)コメンスキー学校の設立

コメンスキー協会の設立

1868年、ウィーン10区に住むチェコ系の労働者によって「チェコスラヴ労働者協会」が設立された。協会の目的は、「(一)われわれは労働者の物質的利益を図り、知識の向上を目指し、政治的地位の改善のために団結するものである。この集會に集まったチェコスラヴ労働者は、自らの力によって、自らの民族性を守りながらこの目的を達成しようとするものである。われわれは民族性を放棄するつもりはない。(二)知性の向上のためには、ウィーンのチェコスラヴ労働者にとって、特にチェコ系の学校が必要である。その実現のためにわれわれは全力を尽くす用意がある。」という二点だった。

この協会の第二回集會はウィーンにチェコ系学校を設立するための委員会の設置を決め、12名の正委員と6名の副委員からなるチェコ系学校設置のための委員会と6名の委員からなるチェコ系職業学校設立のための委員会を設立した。

この委員会を母体として、1872年1月26日に「ウィーンのチェコ系学校設立と維持のためのコメンスキー協会(コメンスキー協会)」が設立された。この協会の設立趣旨は「(一)ウィーンのチェコ系児童、徒弟、労働者が法に規定された専門教育、また特にドイツ語教育を受けることができる民族的、職業的學校を設立、維持する。(二)学問的、専門職業的講義を通じて、知的向上を図る。ただし、いかなる政治的講義も排する。」であった。この協会は、1881年4月には1882年の年度初めに小学校第一学年を開設するための委員会を設立したが、これに対してウィーン市教育委員会は「チェコ系小学校をウィーンに設立することは違法行為」という立場を取った。それに対してコメンスキー協会は文部省に訴え、文部省はウィーン市教育委員会の決定を覆して、チェコ系小学校の設置を認めた。1883年8月16日ウィーン第10区で開校式が行われ、コメンスキー学校が発足した。

ドイツ語の授業時間をめぐって

初年度、コメンスキー・シューレには小学校一年に174名が入学し、保育園に167名が入園した。一方でコメンスキー・シューレを管轄する下オーストリア教育委員会およびウィーン市教育委員会との緊張関係が生じた。下オーストリア教育委員会の見解は以下の通りだった。コメンスキー協会がその運営する学校において、「生徒たちが定められた卒業試験に合格する能力を身につけるだけでなく、スラヴ系の母語を授業語としてドイツ語を学ぶ」こと、そして「ドイツ語の読み、書きの十分な知識が自然に身につく、それによって彼らが日常生活に必要な、また大都會

ウィーンで必要なことに対応できるようにする」ことを教育目標にしていることをまず挙げた。その上で、その目的を達成するには、カリキュラム案に示されたドイツ語の時間数では不十分であることを指摘し、「第2,3,4学年のドイツ語時間数を増やし、ドイツ語の授業に際しては、第二学年からドイツ語を授業語として使用する」ように、また「ドイツ語の十分な能力を身につけさせるために、ドイツ語の授業だけでなく算数の授業でもドイツ語を授業語として使う」ことを求めた。またそのために校長と第2,3,4学年の教員はドイツ語で授業ができることを証明しなければならない、としそれを第二学年以降の開設の条件とした。

その後、ウィーン市教育委員会は、コメンスキー協会の異議を踏まえて、第二学年開設認可の条件を少し緩和した。「ドイツ語の授業に関しては、第二学年の授業時間を三時間から四時間に改め、この学年から徐々にドイツ語の授業に関してはドイツ語を授業語として用いる。」これに対してコメンスキー・シュレは、第二学年のドイツ語時間数を四とし、ドイツ語の授業目的として「ドイツ語で人の言うことが理解できるようにする。ドイツ語で正確に話し、書くことができる、書かれたものを表現力豊かに読むことができるようにする。第二学年よりドイツ語の授業は徐々にドイツ語で授業をしていく」と対応した。

(2) 公的権限をめぐる紛争

公的権限をめぐる問題とは、私立学校としてのコメンスキー学校の行為が公的な性格をもちうるのか、ということであった。具体的にはコメンスキー学校が発行する卒業証明が、卒業証明としての有効性をもちうるか、という問題だった。

1887年12月16日付けのコメンスキー協会のウィーン市教委宛書簡は公的権限を持たないことの問題点を的確に指摘している。「コメンスキー・シュレは公的権限を有していないため、その生徒に卒業証明を発行することが出来ないでいる。チェコ系の生徒がドイツ語能力が充分でなく、また14歳になって両親とウィーンに来たためコメンスキー・シュレにも通えず、両親がウィーンの公立学校で卒業試験を受けさせることを望まない場合、コメンスキー・シュレで卒業試験を受けられないと、モラヴィアやボヘミアに旅させなければならないことになる。」これに対する教育委員会の対応は以下の通りだった。「コメンスキー協会から出されていた、ウィーン第10区の私立学校に卒業資格付与権を認めるようにという要求に対して、文部省は以下のように回答するものである。すなわち、当該私立学校自身で決めた授業目標、特にドイツ語の授業目標を達成する上で障害になっている原因が取り除かれない限り、本要求は詳しく検討するに値しない。特に以下の点に留意するように。(一)、教

員が毎年変わるということは、教育の継続制という点で問題があるので、避けなければならない。(二)、コメンスキー・シュレの授業計画にも書かれているように、またコメンスキー協会が常々いっているように、ドイツ語が正しく話せ、正しく書けるように指導し、また生徒たちにどの科目でもドイツ語で授業ができるような能力を身につけさせるためには、教員がドイツ語に対する十分な能力を有していなければならないが、現在の教員にはそれだけの能力がない。(三)、校長は、授業目標に掲げられたドイツ語の課題が十分に達成されるように意を用いるだけでなく、高学年になるにしたがって、どの科目でもドイツ語が授業語として使われるようになるように意を用いなければならない。(四)、ドイツ語を書く能力を高めるために授業時間を十分に活用するだけでなく、宿題を出して、添削しなければならない。(五)、当該学校の教員たちは、ドイツ系小学校の教員たちと頻りに交流しなければならない。それによってウィーンの小学校の進んだ授業方法を知ることができる。」

文部省の意向を受けた下オーストリア州教育委員会の通達に対して、コメンスキー協会は以下のように反論した。「下オーストリア州教育委員会の通達は、コメンスキー協会のウィーン第10区クヴェーレン通り72番にある小学校でドイツ語を必修科目として維持する義務を負わせるものであるが、それに対してコメンスキー協会理事会は異議を申し立てるものである。コメンスキー協会は、知識人の間で広く認められている原則、すなわち子どもの最初期の教育は母語でおこなわれるべきであるという考えに基づいて行動している。そのためにこそコメンスキー協会は自己の資金でチェコ系小学校をウィーンに設立したのである。コメンスキー協会では公立小学校に関する規定に完全に合致するカリキュラムを組んでいる。異なるところは、授業語としてのチェコ語のほかにドイツ語を必修としていることである。現在コメンスキー協会は男子校、女子校と保育園を有し、それらを通じて人間性と文化の涵養に貢献していると確信している。にもかかわらざる妨害にあわなければならないのは遺憾である。

文部省はコメンスキー協会が繰り返し要求した卒業証明付与権の授与を拒んできた。その主な理由はドイツ語の教育が基準に満たないということのようである。しかしコメンスキー・シュレの目的はあくまで母語で教育を行って、それと並行してドイツ語を学ぶ機会を提供しようとするものである。したがってコメンスキー・シュレはドイツ化のための道具になるつもりはないのである。ほかの文化的民族と同様に、われわれも宝物である母語を子どもに伝えたい。コメンスキー協会はドイツ語を学ぶ価値は認めるが、ドイツ語を学ぶことが主たる目的となることは

甘受することができない。文部当局はコメンスキー・シューレ設置の認可を「恩恵」と考えているが、われわれは1869年5月14日法に基づく権利と考えている。

今後コメンスキー・シューレではドイツ語を必修科目からはずし、選択科目とするつもりである。ただしドイツ語の授業計画、授業目標は不変のままである。もともとドイツ語を必修科目としたのは法的な根拠があってそうしたのではないし、それがなければカリキュラムが完結しないものでもない。また必修でなくなっても、児童はみなドイツ語を学ぶだろう。国民の基本権に関する基本法第19条第3項には「複数の民族が居住する州では、公的な教育機関が以下のような配慮の下に設置されることになる。すなわちその内の一つの民族が別の民族言語の習得を強制されずに、自分の言語で教育を行うに必要な手段が与えられるということである」とある。文部省がドイツ語を必修とすべきとする通達を撤回するよう要求するものである。」これに対する教育委員会の対応は当然のことながらドイツ語の選択科目化は許さない、というものだった。

(3)ウィーンで卒業試験を 公的権限を求めて

コメンスキー協会はその後もあくまでも公的権限の付与を求めていった。1901年11月8日付けのコメンスキー協会の文部省宛文書は以下のように述べていた。「コメンスキー協会のチェコ系市立小学校は1882年に設立されて、1883年9月14日の文部省令により開校した。したがって本校はすでに設立18年を数えている。

本校は設立当初幼稚園と一学年の小学校から成っていたが、年々学年が追加されて1889/90年度には7学年の男子校と7学年の女子校を有するまでになった。

コメンスキー学校は多くの就学児童を擁し、教室が狭いので希望する児童全てを就学させられないほど必要とされている。授業は当局の承認を受けたカリキュラムに基づいて行われ、教員は法的に定められた資格と能力を持ったものばかりである。(中略)

コメンスキー協会はこれまで偏見や障害を、会員や教員の犠牲を厭わない努力で乗り越え、学校としての形態を整え、レベルを高めてきた。そのことは公平な目で見るとの等しく認めるところである。

しかるにこれまでわれわれが求めてきた公的権限を求める請願は、ことごとく拒絶されてきた。公的権限は本校にとって大変重要な意味を持っているが、そのことについてはまたあとで延べることとする。ともあれたとえば4回目に公的権限付与が請求された1894年には、「文相はこの問題に関して決定的な一歩を踏み出す理由がないと考える」のひとことで片付けられた。前回、1896年10月23日に5回目として出された公的権限付与要求は、1899年6月24日に「視学官の報

告に鑑み、前回請求のあった1894年以来、当校をめぐる状況に変化はない」として受け入れられなかった。

本校に対して公的権限を付与しないことはコメンスキー協会だけでなくウィーンに居住する数十万のチェコ系住民、そしてひいては全国のチェコ人の気持ちを逆なでするものである。他の私立の学校が設立後一年か二年で公的権限を与えられている現状を踏まえるとますますそう言えるのである。

ウィーン10区でチェコ系小学校が必要であることは最近の国勢調査を見れば、論を待たない。1890年に実施された国政調査によれば、ウィーン全体で63,834人のチェコ系住民がおり、その10区ファヴォリーテンだけで12,267人のチェコ系住民がいる。この数字だけでも公立のチェコ系小学校が要求される根拠がわかるし、まして私立学校においておや、である。

しかも1900年に実施された国勢調査ではこの数字はさらにチェコ系住民に有利になっている。ウィーン全体では10万2千人、10区では2万5千人のチェコ系住民がいることになる。その数だけから言っても、文部省はもはやチェコ系住民から出されている要求を無視することは許されない。すなわち、現存するチェコ系私立学校は他の私立学校と同等の地位が与えられなければならない。(中略)

わが校は当然のこととして以下の主張をしている。つまりわが校はウィーンのチェコ系住民の切実な願いに応えているのであって、校舎も施設も時宜にかなったものであり、優秀な教師陣を抱えており、大きな成果を挙げているのである。また地域の事情を踏まえ、ドイツ語の授業にも意を用い、宗教の授業でも充分その役割を果たしている。つまりコメンスキー学校はその任を充分果たしているといえる。

1897年1月7日には国会下院で多数がコメンスキー学校への公的権限の付与を求める決議をおこなった。

私たちは当然の権利として、また上に挙げた事情に鑑み、6回目の請願を提出する者である。文部省はコメンスキー協会立のチェコ系私立小学校に対して公的権限を付与していただきたい。」

ウィーンで卒業試験を

このコメンスキー側の要求に対する教育委員会側の対応が微妙に変化するのが1908年である。コメンスキー学校の生徒たちは学校に公的権限がないので、卒業試験を隣のモラヴィア州に出向いて、そこのチェコ系公立学校で卒業試験を受け、合格すると、その学校の卒業生として卒業資格が与えられた。そのモラヴィア州の教育委員会が以下の決定をするのである。「ウィーン第10区、クヴェーレンガッセ72にあるコメンスキー協会が運営する私立小学校の卒業試験が、コメンスキー・シューレにおいてブジェツラフの公立

小学校教員によって実施される。ただしその際、試験はウィーン市教育委員会の一員、あるいは視学官の当該校視察を補佐した者の立ち会いの下に行われる。卒業証明書はブジェツラフの公立小学校が発行し、卒業生はブジェツラフの公立小学校の卒業生名簿に登載するものとする。」

下オーストリア教育委員会もこれに呼応する形で以下の報告を文部省に行った。「モラヴィア州教育委員会の了解が得られたので、ウィーンのコメンスキー協会から出されていた、ブジェツラフの公立小学校教員によってウィーンのコメンスキー・シューレで卒業試験を実施する案に対して、当教育委員会は以下の条件が満たされれば、異議をさむつもりはない。すなわち、試験はウィーンで実施されるが、卒業証明書はブジェツラフの公立小学校が発行し、卒業生はブジェツラフの小学校の卒業生名簿に登載されることがその条件である。ウィーン市教育委員会は他の州の教員による卒業試験の実施は信頼性に問題を生じさせるのではないかと懸念を表明していたが、それに対しては、試験がウィーン市教育委員会の一員、あるいは視学官の当該校視察を補佐した者との立ち会いの下で実施されることになって、ある程度配慮を示せたと思う。」

事態はもう一転して、結局ウィーン市教育委員会はウィーンでブジェツラフの教員が行う卒業試験に立ち会わない(=お墨付けは与えない)ことになるが、ともあれコメンスキー学校の生徒たちは卒業試験をウィーンで受けることが可能になった。

(4) 総力戦を生きるコメンスキー・シューレ 卒業試験はブジェツラフで

1914年6月の卒業試験はウィーン行われたが、その後戦時の混乱のために試験を行ったブジェツラフの教員への出張費の支払いが滞ったため、もう一度卒業試験はブジェツラフで行われることになる。1915年7月13日付けブジェツラフのチェコ系小学校の校長宛てのコメンスキー学校からの書簡は以下のように書いている。「試験を受ける生徒たちは7月15日、午前9時41分着の列車でブジェツラフに到着します。生徒たちはブジェツラフの公立小学校で試験を受けた後、その日の午後の列車でウィーンに戻ります。ですから校長先生は生徒たちが午後5時半発のウィーン行き列車に乗車できるように試験が終わるようにお取り計らいください。」掛かった費用への寄付に対するお礼の手紙が残っている。「コメンスキー・シューレの生徒たちが卒業試験のためにブジェツラフの公立学校に赴くに当たり、その交通費と必要とする糧食、宿泊の費用にご寄付いただきありがとうございます。貴殿のご厚意に対してウィーンのコメンスキー生徒の名でお礼申し上げますとともに今後のご支援もよろしくお願ひ申し上げます。」

マリシュカ事件

チェコ語はスラヴ系の言語であり、ウィーンのコメンスキー系住民は同じスラヴ系のロシアに親近感を持っているのではないかと、という疑いが持たれた。そのために戦時の緊張した雰囲気の中でコメンスキー学校の生徒たちに緊張を強いることがあった。「ある日コメンスキー協会事務局にマリシュカ氏が息子のことでやってきた。マリシュカの息子はウィーン10区で起きた騒ぎに加わったとして、警察から連絡があり、学校当局はマリシュカの息子を放校処分とした。」それに対してマリシュカの父親はもう一度息子が学校に通えるように求めていた。「マリシュカはもともと息子をチェコ系の小学校に通わせているということで、職場の仲間たちから不思議がられていたが、息子が不祥事を犯したとしてますます皮肉な目で見られている、という。」学校当局の1916年5月22日の報告によれば、5年生のフランティシェク・マリシュカはデモに参加したとして告訴された。したがって少年は放校処分となった。」パテルカ・ヤロスラフの場合はまた事情は異なるが、同じ緊張状態を示している。

「パテルカ・ヤロスラフは昨年以來半年間ドイツ系小学校に通っていたが、今日、盗みを働いたとして放校になった。彼はドイツ系小学校で「ロシア万歳」(ドイツ語=引用者)と叫んだことで取り調べをうけた。」(1915年10月7日、コメンスキー学校校長アスマンのコメンスキー協会宛て報告)

戦時下のコメンスキー学校

戦時下のコメンスキー学校では男性教員が出征したため教員の確保が課題となった。「教員ヤン・クリメシュはコメンスキー協会宛てに、1915年8月16日に軍務に就くことを報告した。これを受けてコメンスキー協会は8月25日の会議で、クリメシュの代わりにアスマン夫人が教員として業務に就くことが承認された。」(コメンスキー・シューレ当局宛て、1915年8月30日)

また学校教育の中で自国の戦争遂行に生徒たちが協力するよう求められた。その一つに戦傷兵への慰問品の製作があった。「ウィーン市教育委員会は、これまで傷病兵への慰問品として手作りの品がどれだけ作られ、どこに送られたかのリストを要求している。私たちは各学年で完成させた手作りの品の数を確かめなければならない。」(1914年11月16日の教員会議議事録)

戦時下国民の戦意高揚のためにフランス・ヨーゼフ帝即位67周年記念行事へ生徒たちが動員された。「1915年11月2日、フランス・ヨーゼフ帝即位67周年の記念行事があり、5年生から7年生の生徒が体操競技に参加し、この日の意味について講話があった。3年生、4年生は観客席でオーストリア賛歌を歌い、講話を聞いた。」(1915年12月教員会議)

戦争の継続とともに生徒の家庭の貧困が問題になり、その調査が行われた。そこには

戦争の影響が学校の教育に直接影響を与えていたことが明確に示されていた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計6件)

大津留 厚、中央ヨーロッパの可能性、城西大学創立 50 周年国際シンポジウム「中欧研究とその東アジアネットワーク構築に向けて」、2015.11.7、城西大学紀尾井町キャンパス(東京都)

大津留 厚、『人類最後の日々』とコメント学校、関西チェコ/スロヴァキア協会、2015.4.18、追手門学院大阪梅田サテライト(大阪府)

大津留 厚、彷徨える捕虜兵 中国におけるオーストリア = ハンガリー捕虜兵、2015.2.22、京大芝蘭会館(京都府)

大津留 厚、世界史の中の青野原俘虜収容所、鳴門史学会、2014.10.19、鳴門市ドイツ館(徳島県)

大津留 厚、The POW Camp in Aonogahara. A Miniature of the Habsburg Monarchy, The East Asian Dimension of the First World War: The German-Japanese War and China, 1914-1919、2014.9.6.ルール大学ボーフム(ドイツ)

大津留 厚、収容所を生きる 隔離された人びとにとっての第一次世界大戦、大阪歴史科学協議会、2014.5.11、神戸大学梅田インテリジェントラボラトリ(大阪府)

〔図書〕(計5件)

大津留 厚 他、岩波書店、『現代の起点 第一次世界大戦 2 総力戦』、2014、(81-104)

大津留 厚 他 ミネルヴァ書房、『コモンウェルスとは何か ポスト帝国時代のソフトパワー』、2014、(119-139)

大津留 厚 他、朝倉書店、『朝倉地理講座 大地と人間の物語 9 中央・北ヨーロッパ』、2014、(179-186)

大津留 厚 他、昭和堂『ハプスブルク史研究入門 歴史のラビリンスへの招待』、2013

大津留 厚、人文書院、『捕虜が働くとき 第一次世界大戦・総力戦の狭間で』、2013、140

6. 研究組織

(1)研究代表者

大津留 厚 (OTSURU, Atsushi)

神戸大学・大学院人文学研究科・教授

研究者番号：10176943

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：